様式第３号（第９条、第10条関係）

書　換
作業環境測定士登録証　　申請書
再交付

収入印紙
（消印してはならない。）

登　録　番　号			
氏（ふりがな）名		生年月日	明治 大正 昭和 平成　　年　月　日
住　所	郵便番号（　　） 電話（　　）		
書換え又は再交付の理由			
種別・作業場の種類の変更内容	変更前		
	変更後		

年　月　日

申請者

厚生労働大臣
指定登録機関　殿

備考

１　厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

２　指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。

３　１及び２の場合において、登録免許税の額が３万円以下の場合にあつては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。

４　表題中「書換」及び「再交付」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。

５　「書換え又は再交付の理由」の欄は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる事項のうちから該当するものを記載すること。

（１）　書換えの申請　氏名、作業環境測定士の種別又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更

（２）　再交付の申請　登録証の損傷又は滅失

６　「種別・作業場の種類の変更内容」の欄は、作業環境測定士の種別又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更による書換えの申請の場合に記載すること。

７　氏名の変更による書換えの申請の場合には、登録証及び書換えの理由を証する書面を添付すること。

８　６の書換えの申請の場合以外の書換えの申請の場合には、登録証を添付し、かつ、合格証及び講習修了証（作業環境測定法施行規則第５条第１項各号に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示すること。

９　登録証の損傷による再交付の申請の場合には登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合にはその事実を記載した書面を添付すること。